

定款の一部変更について

定款の一部について、添付のとおり、変更する。
変更の概要は下記のとおり。

記

1. 電気事業法等の改正に伴う規定の変更

【該当条文：第 5 条、第 36 条、第 55 条、第 56 条の 2（変更）

附則第 2 条（新設）】

- ・ 1－1. 地域内送電線等及び大規模電源の整備等に必要な資金の貸付け業務に関する規定を追加する。
- ・ 1－2. 経済産業大臣による基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、本機関が工事概要等の妥当性について評価を行うことを定める。
- ・ 2026 年 12 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

2. その他規定の変更

【該当条文：第 10 条（変更）】

- ・ 字句修正等
- ・ 2026 年 12 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>8</u> 年 4 月 1 日変更 定款 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日変更 定款 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（変更履歴） 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更	（変更履歴） 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更 <u>令和 8 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（業務内容） 第５条　本機関は、第３条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一　会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。 二　法第２８条の４４第１項の規定による指示を行うこと。 三　送配電等業務指針を策定すること。 四　法第２９条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。 四の二　法第３３条の２第３項の規定による検討及び送付を行うこと。 五　入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二　<u>法第９７条第１項の卸電力取引所から法第９９条の８の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。</u> 五の三　<u>法第９７条第１項の卸電力取引所から法第９９条の８の規定による納付を受け、法第２８条の５０第１項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第２項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。</u> 五の四　前２号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、法第２８条の４８第１項に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六　送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。 七　送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。 八　送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。 （新設） （新設） 八の二　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第２条の２第２項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>第１５条の２第２項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）、<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>第２８条第１項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）及び<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>第２８条の２第１項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付、<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>第１５条の１１第２項及び第２９条の２第２項の規定による返還命令等による徴収並びに<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>第３１条第１項及び第３８条第１項の規定による納付金の徴収を行うこと。	（業務内容） 第５条　本機関は、第３条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一　会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。 二　法第２８条の４４第１項の規定による指示を行うこと。 三　送配電等業務指針を策定すること。 四　法第２９条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。 四の二　法第３３条の２第３項の規定による検討及び送付を行うこと。 五　入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二　<u>電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。</u> 五の三　法第２８条の５０第１項に規定する認定整備等事業者（以下単に「認定整備等事業者」という。）に対し、同条第２項に規定する認定整備等計画（以下単に「認定整備等計画」という。）に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。 五の四　前２号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、法第２８条の４８第１項に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六　送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。 七　送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。 八　送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。 九　<u>法第２７条の３の３第１項に規定する認定一般送配電事業者（以下単に「認定一般送配電事業者」という。）又は法第２７条の１１の７第２項に規定する認定送電事業者（以下単に「認定送電事業者」という。）に対し、法第２７条の３の３第２項（法第２７条の１１の７第２項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備整備等計画（以下「認定基幹送変電設備整備等計画」という。）に基づく法第２７条の３の２第１項に規定する基幹送変電設備（以下単に「基幹送変電設備」という。）の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。</u> 十　<u>法第２７条の２９の８第１項に規定する認定大規模発電事業者（以下単に「認定大規模発電事業者」という。）に対し、同条第２項に規定する認定発電等用電気工作物整備等計画（以下単に「認定発電等用電気工作物整備等計画」という。）に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。</u> 十一　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第２条の２第２項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、<u>同法</u>第１５条の２第２項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）、<u>同法</u>第２８条第１項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）及び<u>同法</u>第２８条の２第１項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付、<u>同法</u>第１５条の１１第２項及び第２９条の２第２項の規定による返還命令等による徴収並びに<u>同法</u>第３１条第１項及び第３８条第１項の規定による納付金の徴収を行うこと。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
<u>八の三</u> 再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１９の規定による交付金相当額積立金（<u>再生可能エネルギー電気特措法第１５条の６第１項</u>の交付金相当額積立金をいう。以下同じ。）及び解体等積立金（<u>再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１２第２項</u>の解体等積立金をいう。以下同じ。）の管理を行うこと。 <u>八の四</u> 再生可能エネルギー電気特措法第７条第１０項の規定による入札を実施すること。 <u>九</u> 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用（以下「災害等復旧費用」という。）の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付すること。 <u>十</u> 前各号に掲げるもののほか、第３条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。	<u>十二</u> 再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１９の規定による交付金相当額積立金（<u>同法第１５条の６第１項</u>の交付金相当額積立金をいう。以下同じ。）及び解体等積立金（<u>同法第１５条の１２第２項</u>の解体等積立金をいう。以下同じ。）の管理を行うこと。 <u>十三</u> 再生可能エネルギー電気特措法第７条第１０項の規定による入札を実施すること。 <u>十四</u> 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用（以下「災害等復旧費用」という。）の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付すること。 <u>十五</u> 前各号に掲げるもののほか、第３条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
（脱退） 第１０条 会員は、次の各号に掲げる場合において、電気事業者でなくなったときは、本機関の会員たる地位を喪失する。 一 法第２条の９第１項の規定により法第２条の２の登録が取り消された場合 二 法第１５条第１項又は第２項の規定により法第３条の許可が取り消された場合 三 法第２７条の８第１項から第３項までの規定により法第２７条の４の許可が取り消された場合 四 法第２７条の１２の８第１項から第３項までの規定により法第２７条の１２の２の許可が取り消された場合 五 法第２条の８第１項の規定による届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 六 法第１４条第１項の許可（一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 七 法第２７条の１２において準用する法第１４条第１項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 八 法第２７条の１２の１３において準用する法第１４条第１項の許可（配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 九 法第２７条の２５第１項の規定による届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合 十 法第２７条の２９において準用する法第２７条の２５第１項の規定による届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 十一 法第２７条の３２において準用する法第２７条の２５第１項の規定による届出（特定卸供給事業の廃止に係るものに限る。）をする場合 十二 会員が営む電気事業を譲渡し又は承継させた場合 ２ 会員は、前項に掲げる場合を除き、本機関を脱退することができない。	（脱退） 第１０条 会員は、次の各号に掲げる場合において、電気事業者でなくなったときは、本機関の会員たる地位を喪失する。 一 法第２条の９第１項又は第２項の規定により法第２条の２の登録が取り消された場合 二 法第１５条第１項又は第２項の規定により法第３条の許可が取り消された場合 三 法第２７条の８第１項から第３項までの規定により法第２７条の４の許可が取り消された場合 四 法第２７条の１２の８第１項から第３項までの規定により法第２７条の１２の２の許可が取り消された場合 五 法第２条の８第１項の規定による届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 六 法第１４条第１項の許可（一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 七 法第２７条の１２において準用する法第１４条第１項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 八 法第２７条の１２の１３において準用する法第１４条第１項の許可（配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 九 法第２７条の２５第１項の規定による届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合 十 法第２７条の２９において準用する法第２７条の２５第１項の規定による届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 十一 法第２７条の３２において準用する法第２７条の２５第１項の規定による届出（特定卸供給事業の廃止に係るものに限る。）をする場合 十二 会員が営む電気事業を譲渡し又は承継させた場合 ２ 会員は、前項に掲げる場合を除き、本機関を脱退することができない。
（理事会の構成・役割） 第３６条 本機関に、理事会を設置する。 ２ 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。 ３ 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。 ４ 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会があらかじめ定める順序により、理事がこれに当たる。 ５ 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。 一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項← 二 組織及び職制に関する事項 三 <u>広域連系系統の整備計画に関する事項</u>	（理事会の構成・役割） 第３６条 本機関に、理事会を設置する。 ２ 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。 ３ 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。 ４ 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会があらかじめ定める順序により、理事がこれに当たる。 ５ 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。 一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項 二 組織及び職制に関する事項 三 <u>広域連系系統の整備計画に関する事項（認定整備等計画に関する事項を含む。）</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
四 需要想定要領の変更に関する事項 五 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項 六 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項 七 容量市場に関する事項 八 電源入札等に関する事項 （新設） （新設） <u>九～十九</u> （略）	四 需要想定要領の変更に関する事項 五 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項 六 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項 七 容量市場に関する事項 八 電源入札等に関する事項 <u>九 基幹送変電設備の整備計画に関する事項（認定基幹送変電設備整備等計画に関する事項を含む。）</u> <u>十 認定発電等用電気工作物整備等計画に関する事項</u> <u>十一～二十一</u> （略）
（特別会費） 第５５条 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、その事業の開始以後において、毎年度、特別会費を納入しなければならない。 ２ 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第５９条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。 ３ 本機関は、既納の特別会費は返還しない。	（特別会費） 第５５条 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、その事業の開始以後において、毎年度、特別会費を納入しなければならない。 ２ 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金（ <u>広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）第２条第３項第２号の業務において、事業者が本機関から貸付けを受けた資金の返済の全部又は一部を滞納し、本機関による財務健全性の確保の対応を講じたとしてもなお、本機関が財政融資を財源とした資金を期日までに政府に償還することが困難であると認められる場合に限り、当該償還に係る金額を含む。）</u> の総額から、前条の会費による収入及び第５９条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。 ３ 本機関は、既納の特別会費は返還しない。
<u>（地域間売買取引の決済に係る利益の納付）</u> 第５６条の２ 本機関は、広域系統整備交付金交付等業務に要する費用に充てるため、 <u>法第９９条の８の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。</u>	<u>（広域系統整備交付金交付等業務等に充てる資金の確保）</u> 第５６条の２ 本機関は、広域系統整備交付金交付等業務並びに第５条第９号及び第１０号に掲げる業務に要する費用に充てる資金を、政府からの借入れ及び法第２８条の５６の２に規定する補助金等により確保する。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第１条 この定款は、令和８年１２月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

（広域系統整備交付金交付等業務等に充てる資金）

第２条 広域系統整備交付金交付等業務並びに第５条第９号及び第１０号に掲げる業務に要する費用に充てる資金は、第５６条の２の改正規定に規定する方法のほか、電気事業法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号）の施行の日（２０２６年１２月〇日）前の電気事業法第９９条の８に基づき卸電力取引所から既に納付を受けた地域間売買取引の決済に係る利益により確保するものとする。